

令和6年度 第2回河南町特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 令和6年5月17日（金） 午後2時から

場 所 河南町役場4階 大会議室

出席者 古川成吉会長、前田淑子委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 多村部長、人事財政課 後藤課長、佐々木課長補佐

【議事内容】

会長 第2回特別報酬等審議会を始めたいと思います。前回、資料については事務局の方から説明をいただいたと思います。

前回から持ち越しているのは、給料をどうしていくかということになるかと思っています。

任期4年間の給料を上げるか下げるか、そのまま現状でいくか。

皆さんにご意見をお聞きして、最終的に取りまとめてまいりたいと思います。

委員 前回の委員会で資料をもらいまして、結論から言いますと私の意見としては、4年前の答申、町長10%、副町長、教育長に関しては3%の削減、これと同等でどうかと思います。

その理由としましてはやはり今、周りは賃上げや報酬値上げという時代になっていますけれど、やはり財政等を見ていますと、金剛バスが廃業したものですから、地域の負担も増し、大変大きな計画もございますので、その点を考慮し、町長もご辛抱いただけたらと思います。

また人事院勧告の方でも、指導されていると思うんですけど、私も商工会の方で若い者に対しては、給料のアップがあるんですけど、年配の方にはあまりないというか、ほとんどないっていう状態だと思うので、その点も加味して今までの4年間と同等で、やっていただけたらと思います。

会長 ありがとうございます。他ございますか。

委員 僕も結論から申し上げると他の委員と同じで、前回と同様10%減というのが現時点では、ベストな選択肢じゃないかなと思っています。

理由としては、先ほど賃上げという話もありましたし、今世の中は、そういう状況にありますけども町の財政的なことも考えると今後バスの件もありますし、少し前に出ていた「消滅可能性自治体」に河南町も含めてこの近隣自治体の名前が挙がっているという状況もあります。

ニュースを見ていると、前回消滅可能性自治体に選ばれた市町村の中で、今回脱却した市町村の中にはあるみたいなので、今回はご辛抱いただくということにな

りますけども、未来永劫ずっとそのままかという、町行政を担ってくれるなり手がなくなるということにもつながってしまうかと思うので、今は、全体的な人口が減っている、給料が増えるというのはなかなか厳しいとは思いますが、最低限、現状維持して、新たに住民が増えていくような施策を現住民の方々と協力して行っていただきたい。

その上で、最終的に潤ってくればまた、給料等に反映されて来るのかなと思うので、結論としては現状維持の 10%減でどうかと思います。

会長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。

委員 前回、やはり責任とか今後のなり手不足とか、今ではなく将来のことを踏まえてどうなのか考えたんですけれども、他の町村と比べましても、決して低くないので、今の現状で上げるっていうのはちょっと厳しいかなと感じました。

会長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。

委員 私も他の方と同じように、今の 10%削減ということでお願いしたいという意見です。

府内の町村と比べてみても上位の方の額になりますし、私の団体は高齢者の方の見守りとかの活動させていただいているんですけど、やはり高齢者の方たちに生活のこととかをお聞きしたら、やっぱり大変なことがたくさんあります。若い方は今賃上げとかで潤ってきていると思うんですけども、やっぱり高齢者のことも考えて私は、現状維持でお願いしたいなと思っております。

会長 ありがとうございます。

皆さんの意見をお聞きいたしましたところ、前回と同様の 10%カット、そして副町長、教育委員長は 3%カット、というお話をいただきました。

私も全く同感でして、先ほどから話が出てますように、今まで通りでいいということではなく、今、河南町が置かれている状況を見ると、今後バスに対して年間 1 億 2,000 万円近い出資をしていかないかなければならないということを考えますと、年間の町の財政、総額 70 億弱から見ても、1 億 2,000 万というのは、河南町のバスに対する出資というのは飛び抜けています。

だから、現状維持又は下げるということを前提にしているわけではありませんが、今回に限っては、前回と同じように、町長 10%、それから副町長及び教育委員長は 3%のカットをしても、前回資料から見ますと、町長におきましては、75 万 6,000 円。給料だけ見ましたら、府内町村の中でも上から 3 番目になります。

副町長の 67 万 9,000 円も 3 番目、教育長の 64 万 9,900 円は 2 番目になります。
決して金額の低いのがベストというわけじゃないですが、今後、バスもおそらく、
3～4 年は、続けていかなければならないという状況で、しかし、バスにばかり予
算を使うわけにもいきません。
先ほどもお話ありましたけども、やっぱりこれだけ高齢化が進んでいますので、
高齢者に対する処遇というのも充実していかなければなりません。
ですから、総合的に見まして、前回同様、町長 10%、副町長 3%、教育長 3%の
削減という結論づけをしたいと思いますけども、皆さんよろしいですか。

(異議なしの声)

皆さんにご賛同いただきましたので、以上のとおりで結論とさせていただき
たいと思います。

事務局 頂いた意見をもとに、答申書（案）を作成します。

(休憩)

(会議再開、答申書（案）を委員に配付し、朗読。)

事務局 この内容でよろしければ、会長の方にご署名をいただいて答申となります。
答申書（案）の内容についてご意見をいただければと思います。

会 長 この内容でよろしいですか。

委 員 はい、結構です。

会 長 署名します。

(会長、署名)

事務局 では町長を呼びます。

(森田町長入室)

町 長 こんにちは。ありがとうございます。

会 長 後日公開される議事録につきましては、会長である私の方で要点をまとめて、公表したいと思いますのでご了承ください。では、答申を読みます。

(答申書を朗読し町長へ手渡し)

答 申

1. 特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について

(1) 給料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長 756,000円(10%削減)

副町長 679,000円(3%削減)

教育長 649,900円(3%削減)

(2) 実施時期及び期間

実施時期については、令和6年7月1日からとすることが適当であり、期間は、令和10年3月28日までとする。また、前回の削減措置期間の満了日の翌日である令和6年3月29日から実施日までの削減相当額については、期末手当で調整するのが適当と考える。

2. 審議会の開催状況

第1回審議会 令和6年5月 1日

第2回審議会 令和6年5月17日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、令和6年5月1日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

現在の町長、副町長及び教育長（以下「特別職」という。）の給料額については、令和4年2月15日付けの本審議会からの答申に基づき条例改正がなされ、令和4年4月1日から令和6年3月28日までの間、条例本則に対して、町長は、10%、副町長、教育長はそれぞれ3%の削減措置が実施されてきた。この程、町長から、特別職の給料額について改めて諮問があったため、審議を行った。

審議にあたっては、これまでの特別職の給料額の改定経過や同じ職責を担う大阪府内町村長等の給料額との比較、また、一般職の給与の状況や本町の財政状況、さらに、賃上げ、物価高騰など昨今の社会情勢を総合的に考慮して判断することとした。

特別職の給料額は、平成19年以降、削減措置が実施されていることや大阪府内の町村長等においても削減措置を行っている自治体が半数程度あること、また、給料月額のほか、期末手当や退職手当等を含めた任期中の給与の総支給額を条例本則上の額及び前回並に削減した額で比較しても、本町の特別職の給与は、大阪府内町村の中では上位の水準にあることなどを確認した。

一般職の給与については、人事院勧告により、平成26年度以降、令和2年、令和3年のマイナス勧告を除けば、プラス勧告となっている。この間、特別職の給与の内、特別給（期末手当）については、一般職と同様に増額の改定がされており、月例給（給料月額）については、ここ数年の傾向として、主に若年層に重点をおいた改定となっている。

これらの給与勧告は、民間給与の実態を反映したものであり、民間企業においても物価高騰を踏まえた実質賃金の上昇を目指し、大幅な賃上げの傾向にある。

一方で、本町の財政状況は、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少により、町税の飛躍的な伸びは見込めない状況となっている。ここ数年は、大型建設事業の縮減や地方交付税の増等により、収支及び財政指標は維持できているが、今後は、少子化対策や医療・介護等の社会保障費の増に加え、地域公共交通の維持に多額の財政支出を要することから、厳しい財政運営を余儀なくされることが予想される。

特別職は、町の施策、方向性を判断する非常に重い職責を担っており、この責任の重さや昨今の社会全体としての賃上げの傾向を加味した場合、その給料月額は、条例本則に戻すなどの措置が適当な時期と考えられるが、町の財政状況や大阪府内町村長の給与の状況等を総合的に勘案すると、現段階では、従来と同一の削減措置を行わざるを得ない状況と判断する。

なお、削減期間は、町長の任期である令和10年3月28日までとし、今後の社会情勢や本町の状況に急激な変化が生じた場合には、改めて見直しを実施されることが適当であるとする。

以上です。

事務局 会長、ありがとうございました。以上、答申をいただきましたので、ここで委員の皆様は解嘱となります。お疲れ様でした。最後に森田町長からあいさつを申し上げます。

町 長 （あいさつ）

以上